

承認第3号

専決処分第3号の承認を求めることについて
(愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置
に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承
認を求める。

令和7年5月1日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したため。

令和7年愛南町専決第3号

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

愛南町長 中村 維伯

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例(平成30年愛南町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例
新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条、第2条 略 (課税免除)</p> <p>第3条 町長は、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日(平成29年9月29日。以下「同意日」という。)から<u>令和7年3月31日</u>までに、承認地域経済牽引事業を行う者が承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した場合においては、対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)(以下「家屋等」という。)に対して課する固定資産税の課税を免除すること(以下単に「課税免除」という。)ができる。</p> <p>2 略 以下 略</p>	<p>第1条、第2条 略 (課税免除)</p> <p>第3条 町長は、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日(平成29年9月29日。以下「同意日」という。)から<u>令和10年3月31日</u>までに、承認地域経済牽引事業を行う者が承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した場合においては、対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)(以下「家屋等」という。)に対して課する固定資産税の課税を免除すること(以下単に「課税免除」という。)ができる。</p> <p>2 略 以下 略</p>